新地町復興推進協議会 会議記録

日 時 平成25年7月23日(火)午前11時~12時

会 場 新地町役場3階 正庁

出席者 ■新地町復興推進協議会設置要綱第 2 条第 1 項による出席者 石油資源開発株式会社 相馬プロジェクト推進本部長代理

本部長補佐 和地民雄

株式会社日本政策投資銀行 東北支店東北復興支援室 大沼久美

あぶくま信用金庫新地支店長 佐藤 弘

相双信用金庫新地支店長 目黒英宏

新地町商工会長 後藤顯一

新地町行政区長会長

櫻井芳夫

福島県商工労働部企業立地課主幹

永山幾男

福島県相双地方振興局地域づくり・商工労政課 主査 太田敦夫

新地町副町長

佐藤清孝(協議会会長)

新地町企画振興課長

平間正光 (協議会副会長)

■事務局

新地町企画振興課まちづくり振興係 主任主査兼係長 黒沢知子

次 第 1 開会

- 2あいさつ (新地町副町長)
- 3 出席者紹介
- 4新地町復興推進協議会(地域協議会)の設置について
- 5 L N G プロジェクトの概要について
- 6 議事
 - (1)新地町復興推進計画案について
 - (2) その他

7 閉会

議事要旨

○協議会副会長

議事に入る前に、新地町復興推進協議会規約第5条第2項の 規定を満たしておりますので、会議が成立することを報告いた します。

これより新地町復興推進協議会規約第5条第1項の規定によりまして、会長が議長となります。

○協議会会長

では、「新地町復興推進計画(案)」について事務局より説明をお願いします。

○事務局

東日本大震災により、町は沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けるとともに、主要な工場や事業所の閉鎖・撤退など、多くの雇用の場が失われ、地域経済や町民生活に不安を生んでいる状況にあります。

このような中で、天然ガスの供給インフラの整備により、地域経済の活力再生を図るとともに、雇用の創出による住民生活の安定化を図ることを目的とまして、新地町復興推進計画において町の中核的産業を担う立地企業の設備投資等への支援策を位置づけるものであります。

~以下、新地町復興計画(案)(以下「案」という。)説明~

○協議会会長

ただいま説明のあった「新地町復興推進計画(案)」について、 ご意見をお願いいたします。

○行政区長

計画の4.の①について、資金を貸し付ける事業という標記があるが、強制的に貸し付けを行うものなのか。事業所から依頼があって貸し付けを行うものなのか。

○事務局

貸し付け要望があっての事業になります。あくまで利子補給の制度ですので、設備投資に貸し付けが前提での計画となります。

○福島県

本県としても新地町の復興は当然ですが、津波被災、原発事故の観点から見てもエネルギー基地の建設は今回の復興に大いに貢献するということで、県を挙げて応援しているところです。 現在土木部の港湾課と企業立地課が連携を行いLNG基地の建設の支援と同時に、大型船が着船できる港の整備においても国の支援をいただきながら進めていくことになっております。また復興庁としても、石油資源開発が事業展開するにあたって必要とする資金の一部財源として利子補給制度による支援を行うこととなります。ただし、それには町としての復興推進計画を作成する必要がありますので、そういう意味で国からも応援がいただけるため、我々も応援していきたい。

○協議会会長

復興庁で利子補給の対象としていますが、貸し付けを前提としているという理解でよろしいか。

- ○日本政策投資銀行 その通りです。
- ○相双信用組合事業規模はどのくらいか。

○石油資源開発

資料を参考としていただきたいと思います。およそ 400~500 億円規模の初期投資になります。これに伴い、税収効果は固定資 産税関係、法人税関係が見込まれますが、最終的な投資規模の意 志決定は 11 月頃に行い、建設していただく業者を公開入札にお いて確定いたします。

○相双信用組合 パイプラインは地上を通るのですか。

○石油資源開発

基本的には、地下で、県道・市町村道の道路下となります。地下 $1.5 \sim 1.8 \text{ m}$ に埋設します。敷設する際は、道路管理者の許可を得て行います。

- ○相双信用組合 買収は伴いますか。
- ○石油資源開発
 - 一部ありますが、大半は道路占用となります。
- 一定区間ごとに地上へ上げ、天然ガスを取り出すシステムになっております。パイプの大きさは 20 インチ (直径約50 cm)になります。
- ○行政区長会

当町に固定資産税、法人税はどの程度入ってくるのでしょうか。

〇石油資源開発

固定資産税等は設備投資を行った市町村に帰属することになります。投資した額に応じて、固定資産税の税額が確定されます。

○行政区長会

事業所の法人税はどうなっているのでしょうか。

- ○協議会会長その件についてはまだ決定していないというところです。
- ○協議会会長

他に意見等はありませんか。では、法第4条第3項に基づく県の意見としても特段なしということで、今回の新地町復興推進計画については、この内容で申請を行うことでよろしいか。

○出席者

了 承 (全員)

○事務局

ありがとうございました。この内容で認定に向け作業を進めて まいります。

配布資料 資料 1 新地町復興推進協議会構成員名簿

資料 2 東日本大震災復興特別区域法抜粋

資料3 新地町復興推進協議会の概要について

資料4 新地町復興推進協議会規約

資料 5 新地町復興推進計画 (案)

資料6 LNGプロジェクトの概要